

富士市公告第179号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年6月12日

富士市長 金指 祐樹

1 業務内容

(1) 業務名 富士市ワンストップ総合窓口システム更新事業業務委託

(2) 業務内容

① 窓口システムの構築

(窓口対応機能・データ連携機能の構築・テスト・移行・運用開始・操作研修等)

② 窓口DX SaaSの運用及び保守

③ 機器購入及び機器保守

④ RPAプログラムの作成及び利用環境の整備

⑤ 当市独自の申請帳票の作成、システム稼働にあたり必要となる作業

※業務内容の詳細は、「富士市ワンストップ総合窓口システム更新事業業務委託に関する仕様書」のとおり

(3) 履行期間

① システム導入に係る構築業務 : 契約締結日から令和9年1月31日まで

② システム機器購入に係る業務 : 契約締結日から令和8年12月31日まで

③ システム運用に係る保守業務等 : 令和9年1月1日から令和13年12月31日まで(60か月)

※新システムは、市役所開庁日(令和9年1月7日頃)から本稼働予定

※機器購入に係る業務については、機器に必要な設定作業を含んだ期間とする

(4) 提案上限額

① システム導入に係る費用(上記(3)①②に係る費用) 60,676,770円

② システム運用に係る費用(上記(3)③に係る費用) 104,731,000円

なお、本プロポーザルの実施に関しては、優先交渉権者の企画提案内容の全てをそのまま実施することを約束するものではなく、当市と優先交渉権者で協議の上、決定する。また、本業務契約後の実際の業務内容や進め方については、随時、当市と契約者とで協議し決定するものとする。

※当市はシンクライアント端末利用を想定しているが、設定等の都合上シンクライアント端末利用の提案とせずFAT端末を用意する場合は経費内で調達すること。ま

た、F A T 端末に必要となるセキュリティ対策を講じること。

※別途、以下の費用が発生するが当市で対応する。

- ・前方連携に係る住基ベンダーへの費用
- ・導入するプリンタに対する戸籍システムの改修費用

2 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から優先交渉権者決定の日までの間において、次の要件の全てを満たすものとする。なお、事業のすべてを再委託することは認めない。

- (1) デジタル庁の「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口 D X S a a S 提供業務及び運用保守業務委託（令和 8 年度募集）」の公募において採択された者であること。
- (2) 公告日時点で、令和 8・9 年度富士市入札参加資格を有していること。なお、本公告日時点において参加資格を有していない者については、入札参加資格申請をし、プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに受理を受けたものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税または地方税を滞納していないこと。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を確実に遂行できること。
- (8) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

- る目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (9) 令和7年度末時点で人口20万人以上の地方公共団体にて窓口システムを導入した実績があること。
- (10) 「プライバシーマーク」及び「ISO/IEC27001」のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けている者

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和8年6月12日（金）から同年7月22日（水）まで
- (2) 交付書類
 - ア 富士市ワンストップ総合窓口システム更新事業業務委託プロポーザル実施要領
 - イ 富士市ワンストップ総合窓口システム更新事業業務委託に係る公募型プロポーザル 様式集
 - ウ 富士市ワンストップ総合窓口システム更新事業業務委託に関する仕様書
 - エ 別紙1 機能要件一覧表
 - オ 別紙2 企画提案書記載項目
 - カ 別紙3 評価基準書
 - キ 重要書類取扱特記事項
- (3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。
なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/shigoto/nyusatsu/gyomuitaku/index.html>

4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年6月12日（金）から同年6月17日（水）までの午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後3時までとする）。
- (2) 受付方法 「参加表明に関する質問書（様式1）」に記入のうえ、電子メールで送信すること。また、質問書を送信した場合は、翌開庁日までに事務局に電話にてその旨を連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス shimin@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2749（直通）
- (3) 質問回答日 令和8年6月22日（月）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領及び仕様書の追加または修正として取り

扱うものとする。質問がない場合は、質問書の提出は必要ない。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年6月12日（金）から同年6月25日（木）までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出先 富士市役所市民部市民課（市庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日及び土曜日を除く。）または郵送（提出期限まで必着のこと。また、郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。）
- (4) 提出書類 富士市ワンストップ総合窓口システム更新事業業務委託プロポーザル実施要領による。

6 手続日程

- (1) 令和8年6月12日（金） 公告
- (2) 令和8年6月17日（水） 参加表明に係る質問書提出期限
- (3) 令和8年6月22日（月） 参加表明に係る質問回答の公表
- (4) 令和8年6月25日（木） 参加表明書及び参加資格確認書類提出期限
- (5) 令和8年6月29日（月） 参加資格確認結果通知
- (6) 令和8年7月7日（火） 企画提案書等に関する質問書提出期限
- (7) 令和8年7月13日（月） 企画提案書等に関する質問回答の公表
- (8) 令和8年7月22日（水） 企画提案書等提出期限
- (9) 令和8年7月22日（水） プロポーザル参加辞退届の提出期限
- (10) 令和8年7月下旬 プレゼンテーション及びヒアリング
- (11) 令和8年8月上旬 優先交渉権者の特定等結果通知
- (12) 令和8年8月上旬 契約締結

※スケジュールは、市の事情により変更する場合がある。

7 その他（留意事項）

- (1) 参加表明書、見積書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、見積書及び企画提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一切受け付けない。

- (6) 参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。
また、参加資格確認書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。
- (7) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 詳細は、上記3により交付する富士市ワンストップ総合窓口システム更新事業業務委託プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。